

令和3年8月12日

事業主各位

読谷村長 石嶺 傳實
〈公印省略〉

特別保育の延長について（通知）

日頃より、本村の保育行政について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本村においては、7月30日付「特別保育の実施について」により通常保育を休止し、特別保育を実施しているところですが、村内での新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからないことから、特別保育の実施期間を下記のとおり延長することといたしました。

保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様におかれましては、引き続き通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 保育対象 保護者の全員が次の場合、かつ、休暇の取得が困難な場合とします。
 - (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
 - (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
 - (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

2. 実施期間 (変更後) 令和3年8月2日(月)～8月31日(火)
(変更前) 令和3年8月2日(月)～8月14日(土)

3. 保育時間 8時30分より17時30分まで(16日(月)～31日(火)の間)

※ 今後、国や県、市町村等の動向により変更となる場合があります。その際には改めて本村ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先
読谷村こども未来課
保育所・幼稚園係
TEL:098-982-9240